（運搬体制の確保）
第５条　段ボール製品等の運搬については、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、当該者が行うことが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。
２　乙（前項ただし書の場合にあっては、甲）は、段ボール製品等の運搬に使用する車両について、緊急通行車両（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５０条第１項に規定する緊急通行車両をいう。）に準ずる事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努めるものとする。
３　甲は、段ボール製品等の運搬に使用する車両が緊急通行車両又は優先車両として通行できるよう可能な限り配慮するものとする。

（費用負担）
第６条　甲は、乙の協力により調達された段ボール製品等の代金及び運搬の費用を負担するものとする。
２　前項の段ボール製品等の代金及び運搬の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

（損害補償）
第７条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは身体に障害のある状態になったときは、次に掲げる場合を除き、その損害を「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例」（昭和４３年東京都市町村総合事務組合条例第１９号）に準じて甲が補償するものとする。
（１）当該業務に従事した者が故意又は重大な過失による場合
（２）当該損害について、乙若しくは当該業務を従事する者が締結した損害保険又は労働者災害補償保険等により保険給付を受けることができる場合
（３）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（連絡責任者）
第８条　甲及び乙は、この協定に規定する事項を円滑に実施するため、連絡責任者、電話番号等の情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（防災訓練等）
第９条　乙は、甲から要請があったときは、甲の実施する防災訓練等に可能な範囲で参加し、協力するものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、当該期間満了の日の３月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出のないときは、当該期間は、更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ署名押印の上、各１通を保有する。

令和２年１０月１６日

甲　東京都日野市神明１丁目１２番地の１
日野市長　大坪冬彦　印

乙　東京都北区赤羽北１丁目１６番地の３
興亜紙業株式会社
代表取締役社長　平岡利尊　印